

3 慢性呼吸器疾患

1

目次

1. 疾患群の概要
2. 「対象疾病」「疾病の状態の程度」および「対象基準」について
 - 表1 対象疾病一覧
 - 表2 疾病の状態の程度と対象基準
3. 申請時の注意点－疾患個別－

2

1. 疾患群の概要

一般的な疾患から、稀少疾患、外科疾患まで幅広く含まれている。

各疾患の発症年齢についても、新生児期に発症する疾病から、

小児期に発見される疾病まで様々である。

3

2. 「対象疾病」「疾病の状態の程度」 および「対象基準」について

- 対象となる疾病名（対象疾病：表1）と、対象となる範囲（疾病の状態の程度：表2）は、厚生労働省告示で定められている。
- 小児慢性特定疾病対策による医療費助成の対象は、
対象疾病であり、かつ、「疾病の状態の程度」に該当する場合である。
- 一部の対象疾病では、告示における「疾病の状態の程度」について、
厚生労働省通知により、運用の際の解釈（運用解釈）が示されている場合がある。
各自治体での認定審査は、両者に基づいて行われる。
- 本スライドでは「疾病の状態の程度」と、これに運用解釈を反映させた「対象基準」
を表2に示す。

4

表1 対象疾病一覧 (慢性呼吸器疾患)

対象疾病			対象基準
大分類	細分類		
気道狭窄	1 気道狭窄	呼A	
気管支喘息	2 気管支喘息	呼B	
先天性中枢性低換気症候群	3 先天性中枢性低換気症候群	呼C	
間質性肺疾患	4 特発性間質性肺炎	呼D	
	5 先天性肺胞蛋白症（遺伝子異常が原因の間質性肺疾患有を含む。）	呼D	
	6 肺胞微石症	呼D	
線毛機能不全症候群	7 線毛機能不全症候群（カルタゲナー（Kartagener）症候群を含む。）	呼E	
囊胞性線維症	8 囊胞性線維症	呼E	
気管支拡張症	9 気管支拡張症	呼F	
特発性肺ヘモジデローシス	10 特発性肺ヘモジデローシス	呼E	

対象疾病			対象基準
大分類	細分類		
慢性肺疾患	11 慢性肺疾患	呼G	
閉塞性細気管支炎	12 閉塞性細気管支炎	呼E	
先天性横隔膜ヘルニア	13 先天性横隔膜ヘルニア	呼E	
先天性囊胞性肺疾患	14 先天性囊胞性肺疾患	呼E	

本講座では、便宜上、対象基準にアルファベット名をつけて、表1と表2を対応させている。
対象基準の詳細は、後のスライド表2を確認のこと。

5

表2 疾病の状態の程度と対象基準 (慢性呼吸器疾患)

疾病の状態の程度	対象基準	
治療で呼吸管理（人工呼吸器、気管切開術後、経鼻エアウェイ等の処置を必要とするものをいう。）、酸素療法、気道拡張術・形成術後、中心静脈栄養又は経管栄養のうち一つ以上を行う場合（急性期のものを除く）。咽頭狭窄については、気管切開術、上頸下頸延長術を除く通常の手術（アデノイド切除術、扁桃摘出術、咽頭形成術等）により治癒する場合は対象としない。	同左	呼A
次のいずれかに該当する場合 ア 1年以内に3か月に3回以上の大発作があった場合 イ 1年以内に意識障害を伴う大発作があった場合 ウ 治療で人工呼吸管理又は挿管を行う場合 エ 生物学的製剤の投与を行った場合 オ おおむね1か月以上の長期入院療法を行う場合	次の①から⑤のいずれかに該当する場合 ① この1年以内に大発作が3か月に3回以上あった場合 ② 1年以内に意識障害を伴う大発作があった場合 ③ 治療で人工呼吸管理又は挿管を行う場合 ④ オマリズマブ等の生物学的製剤の投与を行った場合 ・「小児気管支喘息治療・管理ガイドライン」におけるステップ4の治療でもコントロール不良で発作が持続し、経口ステロイド薬の継続投与が必要な状態であること ⑤ おおむね1か月以上の長期入院療法を行う場合 ・当該長期入院療法を小児の気管支喘息の治療管理に精通した常勤の小児科医の指導下で行われていること ・当該長期入院療法を行う医療機関に院内学級、養護学校等が併設されていることが望ましい ・医療意見書と共に次の二つのデータがあること (1) 非発作時のフローボリュームカーブ (2) 直近1か月の吸入ステロイドの1日使用量	呼B

6

表2 疾病の状態の程度と対象基準（慢性呼吸器疾患）

疾病の状態の程度	対象基準	
治療で呼吸管理（人工呼吸器、気管切開術後、経鼻エアウェイ等の処置を必要とするものをいう。）、酸素療法、中心静脈栄養又は横隔膜ペーシングのうち一つ以上を行う場合	同左	呼C
疾病名に該当する場合	同左	呼D
治療が必要な場合	同左	呼E
気管支炎や肺炎を繰り返す場合	同左	呼F
治療で呼吸管理（人工呼吸器、気管切開術後、経鼻エアウェイ等の処置を必要とするものをいう。）、酸素療法又は中心静脈栄養のうち一つ以上を行う場合	同左	呼G

7

3. 申請時の注意点一疾患個別一

気道狭窄

本疾病名は以下の5つの疾患を含む。

咽頭狭窄、喉頭狭窄、気管狭窄、気管軟化症、気管支狭窄症・軟化症

- **咽頭狭窄**については、アデノイド切除術、扁桃摘出術、咽頭形成術等の通常の手術により、症状が治癒する場合には、対象とはならないことに注意する。
- **気道狭窄**の症状があること、かつ、それに対する治療が必要なことが対象となる条件である。内視鏡等の画像検査で気道狭窄の存在があっても、治療が必要でない場合には対象とはならない。
- いずれの疾患も、おおむね1か月以上適切な治療を継続しても症状・所見が持続する場合に対象となる（急性期の患者は対象にならない）。

8

3. 申請時の注意点一疾患個別一

気管支喘息

本疾病は対象となる条件が細かく定められていることに注意する。

- 疾病の状態の程度における「大発作」とは、歩行困難な著明な呼吸困難、または、パルスオキシメータによる酸素飽和度が91%以下の状態を伴う発作の場合を指す。
- 疾病の状態の程度における「意識障害」とは、過度な興奮を認める又は意識レベルがやや低下している場合を指す。
- 長期入院療法を行う医療機関では、院内学級や養護学校等の併設が望ましい。

9

3. 申請時の注意点一疾患個別一

間質性肺疾患

- 間質性肺疾患には、特発性間質性肺炎・肺胞蛋白症・肺胞微石症の3疾患が含まれる。
- 同じ遺伝子異常であっても、間質性肺炎と肺胞蛋白症を発症する場合があり、肺生検あるいは気管支肺胞洗浄液の検査を行わない限り、これらを鑑別することは困難なため、注意が必要である。
- これらの検査によらず診断する場合には、画像所見を参考に主たる所見を呈する疾患に該当すると考えて良い。

10

3. 申請時の注意点一疾患個別一

先天性横隔膜ヘルニア

- 疾病の状態の程度における「治療が必要な場合」とは、確定診断が得られたうち、-2SDを越える低身長または低体重、精神発達遅滞、運動発達遅滞、その他の中枢神経障害、難聴、人工呼吸管理、酸素投与、気管切開管理、経静脈栄養、経管栄養、胃食道逆流症、肺高血圧、反復する呼吸器感染、漏斗胸や側弯などの胸郭変形を認めて治療を行っている場合である。
- 急性期や、通常の手術で軽快する場合は対象とならない。

11

3. 申請時の注意点一疾患個別一

先天性囊胞性肺疾患

- 疾病の状態の程度における「治療が必要な場合」とは、胎児水腫に対する治療、腹水貯留に対する治療、胸水貯留に対する治療、呼吸不全に対する治療、反復する下気道感染に対する治療、外科的治療等である。
- 本疾病は、原発性肺腫瘍に伴う囊胞性病変や、後天性の肺感染等による肺組織障害の結果として形成された腔等は該当しない。

以上で本講座は終了です。

12